平成２８年（フ）第３７５９号
東京都中野区沼袋２―39―12―303、住民票上の住所高知県高知市鴨部３丁目７―16―29
破産者　梶佐古祐貴
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７６０号
東京都足立区中川２丁目15―１
破産者　袖岡　理華
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９４号
東京都国立市谷保4158―１―202
破産者　倉田　秀啓
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８５６号
東京都杉並区荻窪５丁目２―15
破産者　足立　展康
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３６号
東京都練馬区石神井台３丁目26―５―301
破産者　土橋　　惠
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３７号
東京都練馬区西大泉２丁目６―13　アネックスＣＩＴＹ西大泉Ｃ―203
破産者　土橋　龍介
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３８号
東京都練馬区石神井台３丁目26―５―301
破産者　土橋　大介
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６１号
東京都中野区東中野１丁目25―７―202
破産者　中島　牧子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１８号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目33―５　２Ｆ
破産者　西田　辰晴
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目36―30
破産者　西田冨美子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６３号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1588―７　α―ＮＥＸＴ津田沼第５―102、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野台４丁目34―18―107
破産者　石原　弘史
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６６号
長野県佐久市小田井126―８
破産者　中村　圭克
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０８４号
東京都世田谷区桜丘２丁目２―１
破産者　瀧　　博行
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５１号
東京都西東京市保谷町１丁目５―23―103
破産者　石橋　雄次
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１５号
東京都八王子市南新町６―１　東亜建設第８ビル　403号
破産者　和田　麻美
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３９８号
東京都練馬区田柄４丁目42―32―305
破産者　薄井　祥平
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４０２号
東京都調布市国領町１丁目32―１―206
破産者　竹下進之介
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５５５号
東京都世田谷区弦巻３丁目19―４―202
破産者　大野　実央（旧姓影浦）
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８８号
東京都中央区新富１丁目６番17号　ＴＤＫビル
破産者　株式会社あんくる
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６１９号
東京都練馬区早宮４丁目31―１―605
破産者　田重田　圭
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１１号
東京都荒川区西尾久１丁目３番４号
破産者　株式会社オールラウンド
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１２号
東京都荒川区東尾久５丁目13―20―401
破産者　宮下　康則
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部